

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web検査実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web検査実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、別紙業務仕様書のとおりとする。

業務仕様書

第1条 目的

本業務は、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」に基づき、多々羅川排水機場（機場本体、基礎）におけるレベル1 地震動(L1)及びレベル2 地震動(L2)に対する耐震性能照査を行うものである。

第2条 業務内容

1. 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的及び内容を把握し、人員配置、工程計画立案等、全体作業の円滑な遂行を図るための検討を行い、業務遂行の基本方針を定めて業務計画書を作成するものとする。

また、本業務で必要となる本排水機場の完成図書、既存設計成果、地質調査資料（別途発注予定）等を収集整理するものとする。

2. 現地調査

貸与資料を基に現地調査を行い、施設状況、周辺の状況、地形・地質、近接構造物及び土地利用状況等を把握し整理するとともに、本業務で収集整理した資料と合わせて、施設諸元としてとりまとめる。

3. 耐震性能照査

(1) 基本条件整理

現地調査・資料収集整理により把握した情報を基に、地盤条件や機械設備や建屋等の作用荷重などの耐震性能照査に関する基本事項を整理し、解析手法等の基本事項を設定する。

なお耐震性能の照査方法については、応答変位法（静的解析）で実施するものとし、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説 Ⅴ．揚排水機場編 5．耐震性能の照査」の規定により行う。

(2) 液状化の検討、機場本体浮上り検討（L1）

機場本体及び基礎の応答値の算出に必要な基礎地盤の液状化の可能性について、地理・地形情報、地層構成、現位置試験及び地盤材料の物性試験により予測と判定を行う。土層の液状化の判定については、「河川構造物の耐震性能照査指針・解説 Ⅴ．揚排水機場編 6.4.2」の規定により行う。

液状化の判定を行う必要がある土層が存在する場合には構造形式等に応じて適切に液状化の影響を考慮するものとし、また「河川構造物の耐震性能照査指針・解説 Ⅴ．揚排水機場編 6.4.3」の規定により、浮き上がりが生じないことを照査するものとする。

(3) 機場本体及び基礎照査

1) レベル1 地震動に対する照査

レベル1 地震動に対する機場本体及び基礎の耐震性能の照査にあたっては、耐震性能1を基本に検討するものとし、機場本体及び基礎を構成する各部材に生じる応力度が許容応力度を超えないことを照査する。

2) レベル2 地震動に対する照査

レベル2 地震動に対する機場本体及び基礎の耐震性能の照査にあたっては、耐震性能2を基本に検討するものとする。

なお、当初契約における機場本体及び基礎の構造解析ブロック数は3断面を見込んでいる。

(4) 基礎ボルト照査

主ポンプ設備等の機器、装置、制御盤等の基礎ボルトの耐震診断を行う。

(5) 照査

本業務の実施にあたり「設計業務照査要領（徳島県県土整備部）」に基づき照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

業務の成果として、検討内容、検討過程等を整理した報告書を作成するものとする。

第3条 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

- (a) 業務着手時
- (b) 中間打合せ（3回）
- (c) 成果品納入時

第4条 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

- ・ 報告書（A4版印刷物）・・・・・・・・・・・・・・1部
- ・ 電子データ（上記一式、CD-R等の電子媒体）・・・・2部（正1部、副1部）

第5条 その他

本業務仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は監督員と協議するものとする。

多々羅川排水機場 断面図(流水方向)

耐震性能照査 (機場本体・基礎) 1式

